令和3年度保険者努力支援制度(県分)について

資料4-1

交付額の算定方法

〔(体制構築加点+評価指標毎の加点ー令和2年度の評価指標毎の減点) ×被保険者数(退職被保険者を含む)〕

により算出した点数を基準として、全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて 保険者努力支援制度(都道府県分)交付額の範囲内で交付する。

体制構築加点

保険者規模 (令和2年6月1日現在の被保険者数。退職被保険者を含む)	体制構築加点
① 被保険者数 1千人未満	200 点
② 被保険者数 1千人以上1万人未満	160 点
③ 被保険者数 1万人以上5万人未満	120 点
④ 被保険者数 5万人以上10万人未満	点 08
⑤ 被保険者数 10万人以上	40 点

評価指標毎の加点

評価指標	点数	評価指標	点数
1 計画的な赤字削減・解消	(40点)	7 特定保健指導実施率の向上	50点
(1)赤字削減・解消計画の策定状況	20点	8 糖尿病性腎症重症化予防対策	30点
(2)赤字削減・解消計画の実施状況	20点	9 健康長寿埼玉プロジェクトの推進	(50点)
2 賦課限度額	20点	(1)健康長寿埼玉プロジェクト	20点
3 保険税収納率の向上	(150点)	(2)埼玉県コバトン健康マイレージ等	30点
(1)口座振替納付の促進	40点	10 医療費適正化及び適用適正化	(50点)
(2)現年度課税分の確実な徴収	40点	(1)ジェネリック医薬品の使用促進	30点
(3)滞納繰越分の確実な徴収	40点	(2)適用適正化調査の実施	20点
(4)確実な停止処理	30点	11 被保険者証と高齢受給者証の一体化	20点
4 レセプト点検の充実強化	30点	12 適正受診・適正服薬を促す取組	20点
5 データヘルスの推進	30点		
6 特定健康診査受診率の向上	(70点)	合計(満点) 560点	ā
(1)特定健診受診率	50点	※体制構築加点は保険者規模により	合計点
(2)診療情報提供事業の実施	20点	に40点~200点を加点	

令和3年度保険者努力支援制度(県分)と 埼玉県国民健康保険運営方針との対比

保険者努力支援制度(県分)

概要及び算定方法

- 1 交付対象:63市町村保険者
- 2 算定方法
 - 〔(体制構築加点+評価指標毎の加点-令和2年度の評価 指標毎の減点)×被保険者数(退職被保険者を含む)〕
- 3 予算規模

全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて、保険者努力支援制度(都道府県分)交付額の範囲内で交付

体制構築加点

保険者規模 (令和2年6月1日現在の被保険者数。退職被保険者を含む)	体制構築 加点
① 被保険者数1千人未満	200 点
② 被保険者数1千人以上1万人未満	160 点
③ 被保険者数1万人以上5万人未満	120 点
④ 被保険者数5万人以上10万人未満	80 点
⑤ 被保険者数10万人以上	40 点

埼玉県国民健康保険運営方針

3-(3) 保険者努力支援制度の都道府県分の扱い

- O 新制度では、運営安定化や医療費適正化に係る都道 府県や市町村の努力に応じて、インセンティブ(交付金) が与えられます。
- 都道府県分については、県が定めた指標により、市町 村の努力に応じて重点配分し、インセンティブを付与する こととします。
- 配分額は、各市町村の納付金から差し引きます。

評価指標及び点数

1 計画的な赤字削減・解消

(1)赤字削減・解消計画の策定状況

達	成	基	準	加点	
① 削減・	解消すべき赤字が	ぶなく、赤字削減	は・解消計画の	20 .	点
策定を要	 見しないか。				
② 削減・	解消すべき赤字が	ぶあり、赤字の解	7消目標年次、	10 .	点
年次毎0)削減予定額(率)	及び具体的な取	収組内容を定め		
た赤字肖	減・解消計画を第	度定しているか。			

(2)赤字削減・解消計画の実施状況

	達	成	基	準	加点
I	① (1)	②の要件を満たす	一赤字削減・解	肖計画を策定し	20 点
1	ており、	令和元年度の赤字	と削減額が計画.	上の令和元年度	
1	の削減子	テ定額(率)を達成	見しているか。		
1	((1) ①	で計画策定不要と	した市町村、	及び (1) ②の	
1	要件を清	詩たす計画を策定し	たが、計画期	間が令和2年度	
	以降とな	なる市町村を含む。)		
ſ	② ①の基	と準を達成していた	はいが、(1) (②の要件を満た	10 点
1	す赤字削	川減・解消計画を第	管定しており、	令和元年度の赤	
ı	字削減額	質が計画上の令和元	元年度の削減予2	定額(率)の	
	2分の1	以上か。			

2 賦課限度額

Ì		成	差	Ę	準	加点	
1	賦課限度額	について法定	どおり記	設定している	るか。	20	点
②	①の基準は対定している	達成していな か。	いが、	1期前までの	の法定額で	5	点

埼玉県国民健康保険運営方針

2-(3)赤字解消・削減の取組、目標年次等

赤字解消・削減のための取組について

- ・赤字市町村は、赤字の要因分析を行った上で、赤字解 消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや重症化 予防による医療費適正化の取組、適正な保険税の設定等 により、できる限り赤字の解消・削減を図ります。
- ・県は、赤字解消計画に基づいて赤字の解消・削減を進める市町村を保険者努力支援制度等を活用し支援します。

目標年次の設定

(1) 赤字解消・削減の目標年次

単年度での赤字の解消が困難と認められる場合は、平成35年度までの6年以内に赤字を解消する段階的な目標を設定することとします。

ただし、6年間で解消することが困難と認められる場合には、市町村の実態を踏まえた設定とします。

(2) 収支計画

赤字市町村以外の市町村は、収支計画書を作成し、医療費適正化対策や収納対策等、必要な対策に取り組みながら健全な国保運営を推進します。

3-(2)市町村ごとの納付金の算定方法

賦課限度額

賦課限度額は、法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指します。

3 保険税収納率の向上

(1)口座振替納付の促進

達	成	基	準	加点
 普通徵 	収に係る口座振替	ド世帯数の割合か	ぶ県平均を10	30 点
ポイント	以上上回るか。			
② ①の基	準は達成していな	いが、普通徴収	なに係る口座振	15 点
替世帯数	の割合が県平均を	上回るか。		
③ 前年度	の実績と比較し、	普通徴収に係る	口座振替世帯	10 点
数の割合	が5ポイント以上	:伸びているか。		

(2)現年度課税分の確実な徴収

達	成	基		準	加点	
① 侈	R険者規模ごとの現	年度収納率目	標を達成して	ているか。	30	点
2 1	の基準は達成して	いないが、保	険者規模ごと	の現年	10	点
度収	又納率目標を2ポイン	/ 卜以上下回	らないか。			
③ 前	が年度の実績と比較	し、現年度収	納率が1ポ/	イント以	10	沪
上庐	可上しているか。(前年度及び現	年度の収納率	をが99%		
以上	こである場合を含む)				
4 3	の基準は達成して	いないが、前	年度の実績	比較し、	5	点
現年	三度収納率が0.5ポイ	ント以上向_	上しているか	0		

(3)滞納繰越分の確実な徴収

達	成	基	準	加点	
 保険者 	規模ごとの滞納繰起	或分収納率を達	成しているか。	30	竔
② 前年度	の実績と比較し、液	帯納繰越分収納	率が5ポイン	10	点
ト以上向.	上しているか。(前	前年度及び現年	度の滞納繰越		
分収納率	が99%以上である場	場合を含む)			
③ ②の基	準は達成していない	いが、前年度の	実績と比較し、	5	沪
滞納繰越	分収納率が2ポイン	ント以上向上し	ているか。		
④ ②及び	③の基準は達成して	ていないが、前	年度の実績と	2	点
比較し、	滞納繰越分収納率為	び1ポイント以	上向上してい		
るか。					

埼玉県国民健康保険運営方針

5-(1) 保険税収納率の向上

現年度収納率目標

被保険者数1万人未満の保険者

94.0%以上

被保険者数1万人以上5万人未満の保険者 93.0%以上

・被保険者数5万人以上10万人未満の保険者 92.0%以上

・被保険者数10万人以上の保険者

91.0%以上

目標達成に向けた取組

- 納期内納付の促進(口座振替納付の促進)
- 現年課税分の確実な徴収
- 滞納繰越分の早期処理と滞納処分の強化
- 徴収できない事案の確実な停止処理

(4)徴収できない事案の確実な停止処理

達	成	基	準	加点
 不納欠損 	額のうち滞納処	分停止済み事案	の割合が100%	30 点
に達してい	いるか。			
② ①の基準	は達成していな	いが、不納欠損	額のうち滞納	10 点
処分停止済	み事案の割合が	90%を上回るか	0	

4 レセプト点検の充実強化

達		成	基	準	加点	
① レヤ るか。	アプト点検	(内容点検)	の効果割合が	県平均を上回	20	点
	マプト点検 を上回るか。		の効果割合が	前年度の効果	10	点

5 データヘルスの推進

達	成	基	準	加点
① データ· か。	ヘルス計画に基づ	き保健事業が実	淫施されている	6 点
ついて、・	ヘルス計画に係る。 データヘルス計画(設定されているか。	の目標等を踏ま		12 点
分)の申	度保険者努力支援 請に当たり、埼玉! 価委員会を活用し 間評価に係る研修:	県国民健康保険 ているか。又に	を団体連合会の は、データヘル	12 点

埼玉県国民健康保険運営方針

6-(1) レセプト点検の充実強化

3 目標

○ 適正な保険給付ができるよう、レセプト点検の充実強 化を図ります。

7-(1) データヘルスの推進

④ 目標達成に向けた取組

- 各市町村は、保健事業に取り組む際には、データヘルス 計画に基づくPDCAサイクルによる、効果的・効率的な事業実 施を行います。
- 〇 また、保険者間(被用者保険・後期高齢者医療)の連携や関係部署(衛生部門・介護部門)との連携を図り、効果的・効率的な事業実施に努めます。

6 特定健康診査受診率の向上

(1)特定健診受診率

達	成	基	準	加点	
① 特定健康診 回るか。	含色の受診率が県	:平均受診率を5	ポイント以上上	30	点
② ①の基準に 平均受診率を		が、特定健康診	査の受診率が県	15	点
③ 前年度の実 ト以上伸びて		定健康診査の受	診率が3ポイン	10	点
④ 直近3年間 か。]連続して特定健	康診査の県平均	受診率を上回る	10	点
	は達成していない	が、直近3年間 るか。	連続して特定健	3	点

(2)診療情報提供事業

	達	成	基	準	加点
診療	情報提供事業を	実施してい	るか。		20 点

7 特定保健指導実施率の向上

達	成	基	準	加点
① 特定保健指 回るか。	i 導の実施率が県	、平均実施率を5	ポイント以上上	30 点
② ①の基準は 平均実施率を		が、特定保健指	導の実施率が県	15 点
③ 前年度の集 ト以上伸びて		定保健指導の実	施率が5ポイン	10 点
④ 直近3年間 か。]連続して特定保	と 健指導の県平均	実施率を上回る	10 点
	t達成していない 回率が向上してい	が、直近3年間 いるか。	連続して特定保	3 点

埼玉県国民健康保険運営方針

7-(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上

3 目標

○ 平成35年度 特定健康診査受診率60%以上 ○ 平成35年度 特定保健指導実施率60%以上

年度	平成30	平成31	平成32	 平成35
特定健康診 査受診率 【目標値】	44. 5%	47. 6%	50. 7%	 60%
特定保健指 導実施率 【目標値】	24. 9%	31. 9%	38. 9%	 60%

8 糖尿病性腎症重症化予防対策

I	達	成	基	準	加点	
	 埼玉県国 	民健康保険団体運	車合会との共同事	¥ 実方式により、	30	点
	糖尿病性腎	症重症化予防対策	策事業を実施して	こいるか。		
	② ①の基準	は達成していない	いが、糖尿病性腎	肾症重症化予防	25	点
		(日本医師会・日				
	労働省)に	基づく糖尿病性腎	肾症重症化予防 效	対策事業を実施		
	しているか	>				

9 健康長寿埼玉プロジェクトの推進

(1)健康長寿埼玉プロジェクト

達	成	基	準	加点	
			奇玉モデル又はと	20	点
ことんモデル)を	を実施しているか	70			

(2)埼玉県コバトン健康マイレージ等

達	成	基	準	加点	
① 埼玉県コノ	ベトン健康マイレ	/一ジ事業を実施	互しているか。	30	点
	の「個人へのイン	国人の予防・健康 / センティブを携		25	点

埼玉県国民健康保険運営方針

7-(4) 糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施

④ 目標達成に向けた取組

○ 市町村は、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組みます。

(主な取組)

- 国保連合会との共同事業方式による事業実施
- ・独自事業実施市町村は、国プログラムの条件を充足した 内容で事業実施
- 保険者間(被用者保険・後期高齢者医療)の連携

7-(5) 健康長寿埼玉プロジェクトの推進

4 目標達成に向けた取組

○ 市町村は、健康長寿埼玉プロジェクトにより、健康寿 命の延伸と医療費の抑制を目指します。

(主な取組)

- ・健康長寿埼玉モデルの実施
- ・埼玉県コバトン健康マイレージへの参加

7-(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上

④ 目標達成に向けた取組

〇 市町村は、自団体の受診状況を分析し、重点ターゲットを明確化した上で、効果的・効率的な取組に努めます。 ヘルスケアポイント制度の実施

(主な取組)

- 埼玉県コバトン健康マイレージへの参加
- ・市町村独自のヘルスケアポイント制度の実施

10 医療費適正化及び適用適正化

(1)ジェネリック医薬品の使用促進

達	成	基	準	加点
ジェネリック	医薬品の数量シ	エアが、県平均を	と上回るか。	30 년

(2)適用適正化調査の実施

達	成	基	準	加点
		入、無保険、居所	f不明、擬制世	20 点
帯)を4項目第	実施しているか。			
② ①の基準に 実施しているが		ハが、適用適正化	公調査を3項目	5 点

埼玉県国民健康保険運営方針

7-(3) ジェネリック医薬品の使用促進

3 目標

○ 平成33年度ジェネリック医薬品数量シェア

80%以上

6-(4) 市町村が支給決定した保険給付の確認

○ 県は財政運営の主体になることに伴い、国民健康保険法の規定に基づき、市町村による保険給付の適正な実施を確保し、国民健康保険給付費等交付金を適正に交付するため、広域的又は医療に関する専門的見地から、市町村が行った保険給付の確認を行うこととされています。

11 被保険者証と高齢受給者証の一体化の推進 被保険者証と高齢受給者証の一体化の実施

達	成	基	準	加点
被保険者証と高齢受給者証の		一体化を実施して	こいるか。	20 点

12 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 重複・多剤投与者に関する取組

達	成	基	準	加点	
重複・多剤投与	5者の抽出基準を	設定し、レセ	プト等の活用に	20	点
より、対象者を打	由出した上で、そ	の者に対して	服薬情報の通知		
や個別に訪問・打		組を実施して	いるか。		

埼玉県国民健康保険運営方針

8-(1) 事務の標準化

3 目標

〇 被保険者証と高齢受給者証について、平成32年度中 の一体化を目指します。

4 目標達成に向けた取組

- 〇 県は市町村と協議し、事務の標準化に向けて下記の取 組を進めます。
- ・「被保険者証の様式及び有効期限の統一、高齢受給者証 との一体化」

被保険者や保険医療機関等の利便性の向上や市町村における証発行事務の効率化を図るため、市町村と協議し、検討を進めていきます。

7-(6) その他の医療費適正化の取組

3 目標

【適正受診・適正投薬(残薬管理)を促す取組】

〇 実施市町村数現状(22市町村)以上

④ 目標達成に向けた取組

【適正受診・適正投薬(残薬管理)を促す取組】 (主な取組)

・ 市町村は、重複・頻回受診者、重複投薬者への適正受 診・適正投薬(残薬管理)を促すため、訪問指導に取り 組みます。